

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 15日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町規程第3号

佐用町公印規程の一部を改正する規程

佐用町公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6年 3月 15日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町規程第3号

佐用町公印規程の一部を改正する規程

佐用町公印規程（平成17年佐用町規程第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、印刷すべき文書の規格等により、別表に定めた形状・寸法により難いときは、これを縮小又は拡大して印刷することができる。

第10条第1項中「公印の印影を打ち出したもの」を「公印の印影又は当該印影を縮小若しくは拡大したもの」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。